

平成 26 年 8 月 7 日

各位

株式会社 北都銀行

「女性のエンパワーメント原則（WE P s）」への署名について

株式会社 北都銀行（頭取 斉藤 永吉）では、平成 26 年 7 月に人事部内に設置しました女性活躍推進室の第一の取組みとして、女性活躍機会拡大に向けた取組みへの強い意志を国内外に示すため、国連が提唱する企業の行動規範「女性のエンパワーメント原則（WE P s）」に署名しましたので、お知らせいたします。

弊行では、女性活躍機会拡大に向けた取組み「Plan30」を平成 24 年より開始し、今後も本原則に基づいて、女性が意欲を持ってイキイキと働き、活躍することができる企業風土の醸成・改革を加速させ、男女区別のない職能開発や登用、人材力の強化、能力を十分に発揮できる組織づくりをさらに進めてまいります。

記

■概要

「女性のエンパワーメント原則（WE P s = Women's Empowerment Principles）」とは、平成 22 年に国連婦人開発基金（UN Women）と国連グローバル・コンパクトが共同で作成した企業の行動原則で、企業が男女平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことで、企業活動の活力と成長を獲得する指針となるように作成されたものです。本原則に経営者自らが署名することにより、企業は、女性が社会的にその力を発揮できるような労働環境・社会環境を整備することへの強い意志を内外に示すことができます。

【参考】「女性のエンパワーメント原則」の 7 原則

1. トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進
2. 機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃
3. 健康、安全、暴力の撤廃
4. 教育と研修
5. 事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動
6. 地域におけるリーダーシップと参画
7. 透明性、成果の測定、報告

※「女性のエンパワーメント」＝女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自発的な力をつけて発揮すること。